

公益社団法人 高 分 子 学 会  
高分子研究奨励賞規程  
(2017年 3月 10日 一部改正理事会承認)

(総 則)

第1条 本賞の授賞については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本賞は、高分子若手研究者の活発な研究を奨励するとともに、将来、高分子科学の発展のために貢献する人材を育成することを目的とする。

(対 象)

第3条 本賞は、表彰対象年の4月1日時点で年齢満35歳未満かつ正会員として在籍2年以上の本会正会員で、本年次大会、高分子討論会において活発に発表、および、高分子学会の論文誌において論文を発表しており、当該支部においても顕著な活動をしているものを対象とする。

2. 前号において、当該支部への顕著な活動とは、若手研究会での発表あるいは活動、支部運営における役職、年次大会または討論会の会場責任者等をいう。

( 賞の件数 )

第4条 本賞は、毎年対象となる正会員の人数に応じてその件数を支部ごとに定め、賞状および副賞を受賞者に贈呈する。

2. 前項における件数は、表彰年度の4月1日現在の当該支部所属の35歳未満の正会員数を100で除した値とし、端数は切り上げるものとする。

(候補者の推薦)

第5条 本賞の候補者の推薦は、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年10月末日までに、候補者が在籍する支部の高分子研究奨励賞選考委員会に提出する。

2. 高分子研究奨励賞選考委員会に関する内規は別に定める。

(受賞者の選考)

第6条 本賞の受賞候補者の選考は、各支部の高分子研究奨励賞選考委員会が行い、毎年2月末日までに第4条2項で定めた件数以内の受賞候補者を賞担当副会長に報告する。

2. 賞担当副会長は、各支部からの受賞候補者を集約し、受賞候補者を確認した後、会長に報告する。
3. 高分子研究奨励賞選考委員会に関する内規は、別に定める。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は、毎年通常総会後の表彰式で行う。

(研究奨励賞の英訳名)

第9条 本賞の英訳名は、Award for Encouragement of Research in Polymer Science; The Society of Polymer Science, Japan( 年) とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。
2. 論文誌における論文発表については、平成30年度の選考からの対象とする。
3. 申請者の年齢は、平成30年度の選考から適用し、平成29年度の選考は申請時（7月1日時点）の年齢とする。

(1997年5月19日 理事会承認)

(1999年5月19日 一部改正理事会承認)

(2004年2月20日 一部改正理事会承認)

(2005年3月8日 一部改正理事会承認)

(2010年5月18日 一部改正理事会承認)

(2011年11月11日 停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2015年3月13日 一部改正理事会承認)

(2017年3月10日 一部改正理事会承認)